

川崎市消防局訓令第7号

局内一般

消防署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

## 川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

### 8 川崎市消防職員の育児休業等に関する規程（平成4年消防局訓令第8号）

第4条の規定は、子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

第13条第2項中「第11条第6項」を「第11条第5項」に改める。

第27条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

第7号様式中「印」を削る。

### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。